

【令和8年度実施分】

有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅）立入検査の 実施方針及び実施計画

大分県福祉保健部高齢者福祉課

1 基本方針

有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅）の適切な入居者処遇及び適正な施設運営等が図られるよう立入検査を実施する。

- ・ 検査対象は、県が所管する有料老人ホームとする。
- ・ 概ね3年毎の検査実施を目標とする。
- ・ 検査は、施設及び居室の居住環境、防災設備等を現認し、関係書類の提示を求め、管理者等からの聴取を行うことにより実施する。

2 重点的確認事項

（1）適切な入居者処遇

- （ア）介護サービスの実態の確認
- （イ）生活環境の実態の確認
- （ウ）入居者の生活の質全般の確認

（2）適正な施設運営

- （ア）業務管理(法令遵守)体制の確認
- （イ）財務の健全性の確認
- （ウ）職員処遇の確認

（3）職員の配置

- （ア）有料老人ホームの職員が他の介護保険サービス事業所等の業務を兼務する場合、当該職員それぞれの事業所等における勤務状況の確認
- （イ）夜間の介護、看護体制の確認

（4）緊急時の対応

- （ア）事故、災害、感染症等の発生に備えた具体的な対応計画・マニュアルの策定状況の確認
- （イ）避難訓練等の実施状況の確認
- （ウ）業務継続計画の策定状況の確認

（5）各種記録

- （ア）介護記録を調査し問題点を確認
- （イ）事故・ヒヤリハットの記録、苦情の記録を調査し問題点を確認
- （ウ）身体拘束の有無、身体拘束を行う場合のルール of 策定状況、記録等の確認

（6）基本的な入居契約関係書類

入居契約書、重要事項説明書、管理規程等の内容の確認

3 実施方法

原則、検査実施1か月前をめどに通知し、1週間前までに事前調書等の提出を求める。

検査当日は、事前調書、当日準備書類及び現地確認等により、改善を要する事項等を記録する。

改善を要する事項等は検査会場で口頭で伝え、後日、立入検査結果として書面で通知する。
「指摘」として通知した事項は、原則 2 か月以内にその改善状況の報告を求める。

4 実施計画

通常の立入検査は、毎年度 80 施設程度を対象とし、概ね 3 年間隔で検査可能な施設から順次実施する。

(R8.3.1 時点〔検査対象〕 有料老人ホーム:214・サ高住:40 計 254 施設)

(254 施設／3 年=84.6 施設 約 80 施設)

※実施目標数は、毎年度 80 施設であるが、県内の感染症の罹患状況、災害等の発生状況及び職員の勤務可能状況等により実際の実施数は、変動する。

※施設内での事故、管理運営上の問題、高齢者虐待事案等が発生した場合で、立入検査が必要な場合は、関係部局及び市町村と連携して、臨時の立入検査を実施する。

〔過去の検査実施施設数〕

- ・平成 27 年度 50 施設
- ・平成 28 年度 79 施設
- ・平成 29 年度 59 施設
- ・平成 30 年度 71 施設
- ・令和 元年度 66 施設
- ・令和 2 年度 57 施設
- ・令和 3 年度 36 施設
- ・令和 4 年度 40 施設
- ・令和 5 年度 61 施設
- ・令和 6 年度 65 施設
- ・令和 7 年度 40 施設